

入 札 説 明 書

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所（広島市安芸区畑賀町2970番地）

TEL : (050) 3785-3200 FAX : (082) 827-1217

事業名及び 業 務 名	太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張） 配水池清掃業務			履行期間	令和7年11月7日から 令和8年2月27日まで	履行場所	東広島市吉川工業団地地内～受注者の処理施設
入札参加資格 確認申請書 提出期限	令和7年10月24日（金）	仕様書等に対する質問・回答書 提出期限	令和7年10月28日（火）	入札日時	令和7年11月6日（木） 10時00分	入札場所	広島県水道広域連合企業団広島水道事務所会議室
注 意 事 項						契 約 事 項	
1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。 ア 誓約書 イ 産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可証の写し ウ 産業廃棄物処分業（汚泥）の許可証の写し エ 汚泥吸引車を有していることが確認できる書類 (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。 (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。 (4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。） 2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問・回答書提出期限までに、書面により提出すること。 3 入札について (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。 ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。 ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 エ 入札者が二以上の入札をしたとき。 オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。 カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。 ク 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。 ケ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。 コ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。 コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。				(2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 (3) 再度の入札は5回を超えないものとする。 (4) 入札執行について ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。 イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。 ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。 エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。 オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。 4 契約書について (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。 (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。 (3) 契約書において、契約の相手方が課税事業者の場合、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）について直ちに届け出ること。 5 その他 落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。		1 広島県水道広域連合企業団契約規程及び関係規定等に基づき執行する。 2 入札保証金 ☐ 有 ☒ 無 3 契約保証金 公告に定めるとおり 4 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 ☐ 適用 ☒ 適用なし	
添 付 書 類							
■ 公告の写し ■ 入札参加資格確認申請書の様式 ■ 誓約書の様式 ■ 入札書の様式 ■ 委任状の様式 ■ 契約書（案） ■ 仕様書 ■ 仕様書等に対する質問・回答書の様式 ☐ その他〔 〕							

(別記様式第2号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

令和7年10月16日付けで公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、契約担当職員が必要と認めた場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力します。

- 1 事業名及び： 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
業 務 名 配水池清掃業務

- 2 添付書類 （ 有 ）

- ・ 誓約書
- ・ 産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可証の写し
- ・ 産業廃棄物処分業（汚泥）の許可証の写し
- ・ 汚泥吸引車を有していることが確認できる書類

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

所 在 地

商号・名称

代 表 者 名

(担当者名)

今般の配水池清掃業務の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

入 札 書

¥

但し、 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
配水池清掃業務

東広島市吉川工業団地地内～受注者の処理施設

に係る委託料として

上記のとおり、広島県水道広域連合企業団契約規程及び関係規定等について
承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（代理人氏名

印 ）

契約担当職員

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長様

委 任 状

令和 年 月 日

(契約担当職員)
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長様

委任者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者氏名

使 用 印 鑑



委 任 事 項

太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）

配水池清掃業務

東広島市吉川工業団地地内～受注者の処理施設

に係る見積り及び入札に関する一切の件

業 務 委 託 契 約 書

- 1 事業名及び
業 務 名 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
配水池清掃業務
- 2 履 行 場 所 東広島市吉川工業団地地内～受注者の処理施設
- 3 履 行 期 間 令和7年11月7日 から
令和8年2月27日 まで
- 4 委 託 料 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)
- 5 契約保証金 _____
- 6 特 約 事 項
別紙特約事項のとおり

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市安芸区畑賀町2970番地
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

氏名 所長 益田 康司

受注者 住所

氏名

契約番号

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託特約事項

1 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 (委託内容)

2.1 (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書と共に保管する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：別添許可証写しのとおり

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：別添許可証写しのとおり

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2.2 (輸入廃棄物の有・無)

① 委託する産業廃棄物には、輸入廃棄物は含まない。

② 委託する産業廃棄物には、次の輸入廃棄物を含む。

2.3 （処分の場所、方法及び処理能力）

受注者は、発注者から委託された契約書別紙記載の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

2.4 （最終処分の場所、方法及び処理能力）

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2.5 （収集・運搬過程における積替保管）

①受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

~~②受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合において、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。~~

~~③受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。~~

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

3 （適正処理に必要な情報の提供）

3.1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、仕様書により受注者に提供する。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

3.2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3.3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が 3.1 により作成した書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する。

3.4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 (発注者及び受注者の責任範囲)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

5 (再委託の禁止)

業務委託契約約款（以下「約款」という。）第13条の規定に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12若しくは第6条の15の規定を遵守するものとする。

6 (委託業務終了報告)

約款第30条の適用については、次のとおりとする。

6.1 約款第30条第1項の通知には、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告（以下「マニフェスト運搬終了報告」という。）で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告（以下「マニフェスト処分終了報告」という。）を添付することとする。

- 6.2 約款第30条第2項の検査については、マニフェスト運搬終了報告及びマニフェスト処分終了報告の内容により確認することとし、「受注者の立会いの上」については、運搬担当者名及び処分担当者名が適正に記入押印、若しくは入力されていることを確認することにより対応できるものとする。

7 (業務の一時停止)

業務の中止については、約款第19条に定めるほか、次のとおりとする。

- 7.1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 7.2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

8 (契約の解除に伴う措置)

約款第44条第4項の「物件」には委託物を含むものとする。

(別記様式第 1 号)

仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

事業名及び： 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
業 務 名 配水池清掃業務

質 問 事 項	
回 答	